

遊具更新工事 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

公園遊具保守点検の結果に基づき、劣化が確認されたステップ、太鼓はしご、迷路など既存遊具を一体的に更新し、公園利用者ニーズを踏まえた機能を有し、安心して快適に利用できる公園施設整備を行う。

2. 工事の概要

(1) 工事名

遊具更新工事

(2) 路線等の名称

東新切公園

(3) 工事場所

知立市 新林町東新切 地内

(4) 工事の内容

別紙「遊具更新工事仕様書」参照

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(6) 費用の上限

総額 16,229 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、単に事業規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この上限額を超える提案は、提案内容に関わらず無効とする。

3. 参加資格要件

参加資格を有する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 工種の区分（「土木一式工事」または「とび・土工・コンクリート工事」）に応じ、契約時点で知立市入札参加者名簿に登載されていること。
- (3) 参加意向申出書の提出日から選定結果の通知日までの間に、知立市入札参加資格停止要領（平成20年4月1日施行）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 地方自治体が発注した同種類別の受注・完了実績があること。
- (8) 愛知県内に本店（本社）又は事業所等（支店、営業所等）があること。
- (9) 配置予定技術者（設計管理技術者、施工管理技術者）については、遊具に関する経験・知識を有する技術者を配置すること。

4. プロポーザル参加意向の申出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の方法により参加意向を申し出ること。

(1) 受付期間

令和8年5月20日(水)～6月2日(火) 午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、下記の(3)入力内容・提出書類で示す内容を入力し、必要な資料を提出すること。

なお、(3)で示す提出書類は、専用フォーム内の指示に基づき提出すること。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1567723>



(3) 入力内容・提出書類

ア 入力内容

- ・会社名、代表者名、所在地
- ・担当者名、所属、役職、電話番号、メールアドレス

イ 提出書類（様式は、市ホームページから取得すること）

- ・プロポーザル参加意向申出書（知立市プロポーザル方式実施要綱 様式第1）
- ・会社概要書（任意様式）

設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数（うち技術者数）及び業務内容等について具体的に記載すること。また、業務協力を予定している会社等がある場合は、その全てについて同様に記載すること。なお、記載内容を満たしている場合は、会社パンフレット等を添付してもよい。

- ・工事实績調書（様式第2-1）

同種工事についての受注実績を記載すること。

- ・配置予定技術者調書（様式第2-2）

配置予定技術者が有する資格、同種・類似工事の実績及び令和8年6月末日時点における手持ち予定工事を記載すること。

(4) 参加資格要件の確認・通知

参加申込者が参加資格要件を満たす者であるかを確認した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書（知立市プロポーザル方式実施要綱 様式第2）

により、令和8年6月4日(木)までに参加申込者全員へ電子メールで通知するものとする。

なお、結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

5. 質問票の提出

本実施要領や仕様書等について不明な点がある場合は、下記の方法により提出すること。ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年5月29日(金) 午後5時まで※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項(会社名、担当者名、連絡先)及び質問内容を入力すること。

なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1567864>



(3) 回答方法

提出期限までに質問の提出があった場合は、質問者の名称等を伏せた上で、令和8年6月2日(火)正午までに随時、回答を市ホームページへ掲載する。

6. 企画提案書等の提出

上記4.(4)参加資格要件の確認・通知に記載のとおり参加の資格があると認められた者は、次に記載する書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月4日(木)～6月19日(金) 正午 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項の入力及び(3)で示す書類を提出すること。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1567895>



(3) 提出書類

	提出書類の名称	様式	留意事項等
1	企画提案書	任意様式	仕様書に基づき、明瞭に記載すること。
2	企画概要書	様式第3	企画提案書に基づき、簡潔に記載すること。
3	工程表	任意様式	契約締結日(令和8年7月上旬想定)から令和9年2月26日までの業務スケジュールを記載すること。
4	見積書	任意様式	業務内訳明細を記載し、一式計上はしないこと。

※提出書類に関する留意事項

- ・規格はA4版縦とし、書式やページ数については特に定めのないものとする。(A3版による折込頁の挿入は可)ただし、文字の大きさ等、見やすさに留意すること。
- ・提出書類は、企画提案書、企画概要書、工程表、見積書の順に作成すること。
- ・企画提案書の表紙にはタイトル(遊具更新工事(東新切公園))、会社名を記載すること。
- ・略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。

7. 参加申込の失格・提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、参加申込の失格若しくは企画提案を無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先及び期限に適合しない場合
 - イ 様式及び提出書類に関する留意事項に適合しない場合
 - ウ 虚偽の記載がある場合
- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をした場合
- (4) 提案者が他人の提案の代理をした場合
- (5) 選定委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字の誤脱、識別し難い見積り又は金額を訂正した見積りをした場合
- (7) 「2. 工事の概要(4) 費用の上限」に示す上限額を超える提案をした場合
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 提案者に求められる義務を履行しなかった場合
- (10) 本要領の規定に違反すると市長が認める場合

8. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、下記のとおり実施する。

- (1) 日 時 **令和8年6月26日(金) 午後1時30分から**
※各提案者の集合時間等、詳細は別途通知する。
- (2) 出席者 主担当者は必ず出席すること。
- (3) 実施方法
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ・1社あたり40分間（ヒアリングの時間を含む。）を持ち時間とし、下記の時間配分で実施する。
〔時間配分〕 準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（20分）、ヒアリング（10分）、片付け（5分）
- (4) 本市で準備できる資材
 - ① 大型ディスプレイ（65インチ）
 - ② 会場の電源、コードリール
- (5) 留意事項
 - ・プレゼンテーション及び質疑への回答は、主担当者又は実際に業務に従事する者が主で行うこと。
 - ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出済みの企画提案書等を基本とする。別途 PowerPoint 等で作成した資料を用いて説明することも可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。

9. 審査方法

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた評価基準表に基づき、市が設置する選定委員会の委員が評価する。

- (1) 選定委員会の構成（7名）

都市整備部長、都市計画課長、指導保育士、新林保育園園長、新林町町内会代表、都市計画課公園緑地係長、都市計画課職員1名
- (2) 留意事項
 - ・各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員7名／700点満点）が最も高い評価点数を得た提案者を受託候補者として選定する。
 - ・委員の合計点数の合計が60%以上（420点以上）であることを最低基準とする。
 - ・最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

- ・提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。

10. 企画提案書等の公開又は非公開の別

選定委員会により選定された企画提案書等の提出書類は公開の対象とし、選定されなかった事業者の企画提案書等は非公開とする。

ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

11. 審査結果及び結果の公表

(1) 審査結果

審査後、令和8年6月29日(月)までに、企画提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書により、電子メールおよび郵送にて通知するものとする。

(2) 結果の公表事項及び方法

市ホームページにて、審査結果(業者名・点数)を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

12. 契約の締結

(1) 選定委員会が選定した受託候補者と協議し、契約に係る仕様を確定させた上で地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で締結する。

(2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。ただし、金額は、「2. 工事の概要(4)費用の上限」に示す上限額を超えることはない。

(3) (1)の協議が不調に終わった場合は、審査結果において次点の者と再度協議を行い決定するものとする。

13. スケジュール

日 程		内 容	受付・通知方法等
令和8年	5月20日(水)	実施要領・仕様書の公表	市ホームページ
	5月29日(金) 午後5時まで	質問票の提出	専用フォーム
	6月2日(火) 午後5時まで	参加意向申出書 提出期限	専用フォーム
	6月4日(木)	提案資格確認結果通知	電子メール・郵送
	6月19日(金) 正午まで	企画提案書 受付期限	専用フォーム
	6月26日(金)	プレゼンテーション	
	6月29日(月)	審査結果通知	電子メール・郵送
		審査結果公表	市ホームページ
7月上旬	契約締結		

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に伴う一切の経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず、参加意向申出、質問、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 参加資格要件を満たした事業者が1社の場合であっても選定委員会は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を受託候補者に決定する。
- (6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (7) (6)の場合も含め、参加意向申出書提出後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (9) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15. 問合せ・提出先

知立市都市整備部都市計画課公園緑地係

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地(4階 23番窓口)

TEL : 0566-95-0157 (直通)

E-Mail : tosikeikaku@city.chiryu.lg.jp

【遊具更新工事プロポーザル評価基準表】

番号	評価項目		評価の着目点	配点
1	業務 経歴 等	同種・類似工事の実績 ・ 工事实績調書 (様式第2-1)	・ 本工事を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	5
2		配置予定技術者の技術力及び体制	・ 本工事に必要かつ十分な経験・知識・ノウハウを有しているか。	5
3		・ 配置予定技術者調書 (様式第2-2)	・ 担当者として従事した同種・類似工事实績の内容と本工事との関連性を勘案して、適正な工事の実施が期待できるか。	5
4	企画 提案 書	提案内容（全体）	・ 本工事の目的・内容を正しく理解しているか。	5
5		計画内容の魅力等	・ 子どもの創造力・冒険心を育む遊具になっているか。 ・ 周辺環境と調和が取れた配色・デザインとなっているか。 ・ 既存遊具の機能を含んだ遊具になっているか。	30
6		施設の安全性	・ 遊具に起因する事故防止等の安全対策を講じているか。 ・ 子どもの予期しない利用に対する安全対策が十分に行われているか。	15
7		維持管理性	・ 劣化軽減や耐久性に配慮した部材を採用するなど、維持管理費を抑えられる提案となっているか。	15
8		工程表	・ 各工程の業務量と工程計画の整合が図られているか。 ・ 効率的な工程となっているか。	5

9	企画提案書	その他効果的な提案事項	・工事の遂行に有効な、独自のアイデアを活かした提案であるか。	5
10	価格	見積価格	・【(見積価格の最も低い提案者の価格 ÷ 当該提案者の価格) × 5】 ※小数点以下切り捨て	5
11	プレゼンテーション	工事の取組意欲	・説明が分かりやすく説得力があり、業務に対する意欲がみられるか。 ・質問に対する応対が明快で、的確な回答であるか。	5
合計				100点